



「国家社会機能継続性確保施策の推進及び 副首都の整備に関する法律案(仮称)」 骨子案(ポイント)について

大阪府知事 吉村洋文

はじめに

- ◆ 大阪では、東西二極の一極を担う副首都・大阪の実現に向け、めざす姿を掲げた「副首都ビジョン」を指針に、これまで10年以上にわたり、大阪府と大阪市が一体となり、副首都にふさわしい都市となるための取組みを戦略的に進めてきた。

【副首都・大阪の実現に向けたこれまでの歩み】

2015年(平成27年)12月	知事・大阪市長をトップとする副首都推進本部の設置
2016年(平成28年)4月	大阪の副首都化に向けた司令塔機能を担う大阪府・大阪市副首都推進局の設置
2017年(平成29年)3月	副首都ビジョンの策定
2023年(令和5年)3月	副首都ビジョンの改定

- ◆ 他方、国会においては、昨年10月の、自民党と日本維新の会による連立政権合意書の中で、「両党による協議体を設置し、首都及び副首都の責務及び機能を整理した上で、早急に検討を行い、令和8年通常国会で法案を成立させる」という方針が示された。
- ◆ 去る3月31日、両党の協議体で「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案（仮称）」が合意され、高市内閣総理大臣に報告。
- ◆ 本日は、公表された法律案骨子案（ポイント）に沿ってご説明。

1. 法律案骨子案の ≪目的・定義≫

目的

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある**大規模災害に備え**、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、**多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資すること**

定義

【1】首都中枢機能代替地域

大規模災害時に一定期間、**首都中枢機能**(東京圏における国家社会機能のうち中枢的なもの)**の一部を代替する機能**を担う**地域**

【要件】

- 東京圏との同時被災の可能性が低い**ものとして政令で定める要件に該当する地域

【2】副首都

大規模災害時に一定期間、**首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能**を担うとともに、**多極分散型経済圏の形成の中核となる機能**をも担う**道府県**

【要件】

- 次のいずれにも該当する地域を含むこと
(道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定)
 - 東京圏との同時被災の可能性が低い**こと(【1】と同様)
 - 政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、**行政機構の立地**の状況について政令で定める要件を備えること
 - 経済及び人口の集積**の状況について政令で定める要件を備えること
 - 副首都が担う機能を十分に発揮するために必要な地方行政体制**について政令で定める要件を備えること

2-1. 「副首都」の要件 ≪東京圏との同時被災の可能性が低い≫

【要件】 **東京圏との同時被災の可能性が低いこと**

(政令イメージ) 首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと

≪大規模災害における東京と大阪への影響≫

【出典】中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」、「大規模噴火時の広域降灰対策について」、の資料をもとに作成

	対策区域等	東京への影響	大阪への影響
首都直下地震 <small>(今後30年間の発生確率：70%程度) 令和7年1月1日評価結果</small>	首都直下地震緊急対策区域 ・ 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県 の一部 ・ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の全域	<ul style="list-style-type: none"> 東京都内で最大震度7 電力供給能力が5割程度に低下し、広域で停電が発生 最悪の場合1週間程度復旧せず 鉄道においても1週間～2か月程度運航できない可能性 主要道路の開通に少なくとも1～2日、一般道においても激しい交通渋滞が継続 	政府の被害想定では西側は静岡県までであり、 <u>地震における大阪への直接的な影響はない</u>
富士山噴火	富士山の火山災害警戒地域 ・ 神奈川県、山梨県、静岡県 の一部	東京都内で降灰の影響により <ul style="list-style-type: none"> 降雨時には停電の可能性 地上路線の運航停止の可能性がある 二輪駆動車が走行不能の可能性がある 	実際に起こった宝永噴火のケースを参考にすると、 <u>降灰による大阪への直接的な影響はない</u>

2-2. 「副首都」の要件 ≪国の行政機構の立地の状況≫

【要件】 政治及び行政の中核機能を代替する機能を発揮するため、**国の行政機構の立地の状況**について政令で定める要件を備えること
(政令イメージ) 国の出先機関について、一定の出先機関の立地

≪国出先機関の配置と長の号俸≫

(注)表中の ◎○△ は、同一機関における長の号俸の高低を示す (◎>○>△)

機関名 市名	外務省	総務省		法務省		財務省			厚生労働省		農林水産省		経産省	国土交通省					環境省	防衛省
	分室	管区行政 評価局	総合 通信局	法務局	出入国在 留管理局	財務局	税関	国税局	厚生局	都道府県 労働局	農政局	森林 管理局	経済 産業局	地方 整備局	地方 運輸局	地方 航空局	管区 气象台	管区海上 保安本部	地方環境 事務所	地方 防衛局
札幌		○	○	○	○	○		○	○	○	○	◎	○		○		◎		◎	◎
仙台		○	◎	○	○	○		○	○	○	◎		○	○	○		◎		○	◎
さいたま		◎				◎		◎	◎	△	◎		◎	◎					◎	◎
特別区			◎	◎	◎		◎			◎						◎	◎			
横浜										○					◎			◎		○
新潟										○				○	○			◎		
名古屋		◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○		○	○	○			◎	◎	○
京都										△	○									
大阪	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	○	◎	◎	◎	◎		○	◎
神戸							○			△					△			◎		
岡山										△	○								○	
広島		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○					◎
高松				○	○	○		○	○	△			△	○	○					
福岡		○		○	◎	○		○	○	○			○	○	○		◎			○
北九州							○											◎		
熊本			◎			○		○		△	○	◎						◎		

※本庁等の立地 京都:文化庁(本庁) 徳島:消費者庁新未来創造戦略本部(恒常的拠点)

【出典】第6回 国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会(2024年3月1日) 資料をもとに作成

2-3. 「副首都」の要件 ≪経済及び人口の集積の状況≫

【要件】 **経済及び人口の集積の状況**について政令で定める要件を備えること
 (政令イメージ) 経済集積 (県内GDPが一定規模)、人口集積 (一定規模の人口)

≪都市の集積状況 (GDP・人口)≫

GDP

(2022年度)

単位：兆円

	都道府県	名目GDP
1	東京都	120.22
2	大阪府	43.12
3	愛知県	43.08
4	神奈川県	35.16
5	埼玉県	24.67
6	兵庫県	23.46
7	千葉県	21.41
8	北海道	20.89
9	福岡県	20.19
10	静岡県	18.27

出典：内閣府「県民経済計算」

人口

(2025年)

単位：千人

	都道府県	人口
1	東京都	14,003
2	神奈川県	9,203
3	大阪府	8,772
4	愛知県	7,484
5	埼玉県	7,374
6	千葉県	6,312
7	兵庫県	5,394
8	福岡県	5,087
9	北海道	5,045
10	静岡県	3,576

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(2025年)

単位：千人

	指定都市	人口
1	横浜市	3,753
2	大阪市	2,779
3	名古屋市	2,303
4	札幌市	1,956
5	福岡市	1,608
6	川崎市	1,535
7	神戸市	1,494
8	京都市	1,374
9	さいたま市	1,351
10	広島市	1,174

※ 網掛け部分は、東京圏との同時被災の可能性が高い地域(首都直下地震及び富士山噴火の対策区域等に該当)

2-4. 「副首都」の要件 ‹‹ 地方行政体制 ››

【要件】 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。
(政令イメージ) ①「政令市+県」(連携協約等)、②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

‹‹ 地方行政体制(政令イメージ) ››

① 「政令市+県」 (連携協約等)	<ul style="list-style-type: none">「連携協約等」について、対象事務の範囲や手法等に幅があり、詳細は政令を待たざるを得ない要件(=副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制)と、政令イメージ(=「特別区の設置」及び「特別市」に並ぶもの)からすると、連携協約を結んだうえで、地方自治法に基づく事務委託や事務の代替執行等により、政令指定都市の広域事務の全部又は一部を道府県が処理すること等が想定される
② 特別区の設置	<ul style="list-style-type: none">いわゆる「大都市法」に基づく都区制度広域行政一元化の手法として、制度的に安定性があると考えられる
特別市	<ul style="list-style-type: none">特別市については、未だ制度化されていない第34次地方制度調査会において、今後の社会経済情勢を見据えた大都市制度のあり方として、いわゆる「特別市」の制度化による垂直的な統合についても議論される予定

3. 基本方針・基本的施策等

【基本方針】

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための**基本方針**を策定
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる
- 副首都が指定されたときは、**副首都ごとの整備方針**を定める。その際、**副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない**

【基本的施策等】

【1】 首都中枢機能代替地域

事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策(1)を講ずる

【2】 副首都

上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備(2)、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進(3)、規制緩和(4)、民間投資の促進に必要な税制上の措置等(5)の施策を講ずる

政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置(6)を講ずる

《骨子に記載された副首都に対する基本的施策等(6つ)》

(1) 事業者等によるバックアップ投資促進のため、
必要な税制上の措置その他の必要な施策

(2) 首都中枢機能の代替のための拠点の整備

(3) 都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進

(4) 規制緩和

(5) 民間投資の促進に必要な税制上の措置 等

(6) 副首都の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置

※ **法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進**する。

《参考》法律案骨子案（ポイント）（1/2）

<出典：日本維新の会ホームページ>

◆ 「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」(仮称) 骨子案(ポイント)

1. 目的・定義

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的とする。
- 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

• 「首都中枢機能代替地域」

【定義】 大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域

【要件】 東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域

【政令イメージ】 首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと

• 「副首都」

【定義】 大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県

【要件】 東京圏との同時被災の可能性が低いこと(首都中枢機能代替地域と同様)に加え、次のいずれにも該当する地域を含むこと(道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定)

① 政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】 国の出先機関について、一定の出先機関の立地

② 経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】 経済集積（県内GDPが一定規模）、人口集積（一定規模の人口）

③ 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】 ①「政令市+県」（連携協約等）、②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

《参考》法律案骨子案（ポイント）（2/2）

2. 基本方針、基本的施策等

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる。
- 副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。

• 「首都中枢機能代替地域」

事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策を講ずる。

• 「副首都」

上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずる。

- 政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置を講ずる。

3. 本部

- 内閣に、「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を置く。

4. 附則

- この法律は公布後3か月以内で政令で定める日から施行する。
- この法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。
- 副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う。